



児童手当給付事業

■ 事業について

【目的】

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長を応援するために、中学校卒業前までの児童に支給される事業です。令和6年10月分からは、「こども未来戦略」に基づき、

①所得制限の撤廃

②高校生年代までの支給期間の延長

③第3子以降の支給額の増額

とする抜本的拡充を行います。

【拡充内容】（令和6年10月分以降）

・支給対象：高校生年代までの町内に住所を有する児童

・所得制限：なし

・手当月額：3歳未満／（第1～2子）15,000円
（第3子以降）30,000円

：3歳～高校生世代／
（第1～2子）10,000円
（第3子以降）30,000円

・支給期月：6回（偶数月）

※各前月までの2か月分を支払います。

※支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、
拡充後の初回支給を令和6年12月とします。

必要なお金		4億714万円	
費用の内訳		財源	
児童手当給付費	4億500万円	国のお金	2億8,008万円
システム改修費	141万円	県のお金	6,246万円
その他	73万円	町のお金	6,460万円

